

平成 27 年 4 月 6 日

受益者の皆さまへ

みずほ投信投資顧問株式会社

「北米 3 カ国株式ファンド」の繰上償還（信託終了）(予定)のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび弊社では、追加型証券投資信託「北米 3 カ国株式ファンド」(以下「当ファンド」といいます。)につきまして、信託財産の状況等に鑑み、下記の通り、信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させていただき予定といたしましたので、お知らせ申し上げます。

この繰上償還(信託終了)は、「投資信託及び投資法人に関する法律」および信託約款の規定に従って書面決議の手続きが行われます(当ファンドの繰上償還(信託終了)にご同意いただける場合、特に必要なお手続きはございません。)

受益者の皆さまにおかれましては、本書および別紙の「書面決議参考書類」をご確認いただき、今般の繰上償還(信託終了)につき、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 繰上償還(信託終了)を行う理由について

当ファンドは平成 25 年 10 月 1 日の設定以来、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行ってまいりました。

しかしながら、ファンドの受益権口数の減少傾向が続いており、平成 27 年 2 月末現在の口数が約 4 億口と、信託約款第 48 条第 2 項に定める口数(10 億口)を大幅に下回っております。このような状況下、商品性に沿った運用を継続することが困難となっていることから、信託約款の規定に基づき信託を終了し、お預かりした運用資産を受益者の皆さまにお返しすることが受益者の皆さまにとって有利と判断いたしました。

2. 繰上償還(信託終了)の日程と手続きの概要について

公告	平成 27 年 4 月 6 日	本手続きの対象となる受益者の確定日です。
議決権の行使期限	平成 27 年 4 月 24 日まで	受益者の皆さまから議決権行使を受け付けます。2 ページ目の「3」をご参照ください。
書面決議の日	平成 27 年 4 月 27 日	繰上償還を実施するか否かを判定します。3 ページ目の「4」をご参照ください。
繰上償還日(予定)	平成 27 年 6 月 3 日	繰上償還をすることとなった場合の、繰上償還日です。

公告は、電子公告の方法により行い、みずほ投信投資顧問株式会社のホームページ(<http://www.mizuho-am.co.jp/>)に掲載します。

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

3. 書面による議決権の行使の方法について

受益者の皆さまは、書面により議決権を行使することにより、当ファンドの繰上償還（信託終了）に対する賛否の意思表示を行うことができます。

議決権を行使する場合は、下記にてご案内の宛先へ、同封の「議決権行使書面」に下記の内容をご記入またはご確認のうえ、同封の返信用封筒に封入し、ご郵送いただきますようお願い申し上げます。議決権行使書面は、平成27年4月24日までに到着した分を、有効とさせていただきます。

また、書面決議において議決権を行使しない場合（議決権行使書面をご郵送されない場合）は、当ファンドの繰上償還（信託終了）について、賛成いただけるものとしてお取扱いさせていただきます。したがって、当ファンドの繰上償還（信託終了）に賛成いただける場合は、特に必要なお手続きはございません。

書面による議決権の行使については、平成27年4月6日現在の受益者の皆さまを対象としております。平成27年4月7日以降の受益権口数（平成27年4月3日以降に取得申込みをされた受益権口数）は本件の対象とはなりませんので、ご了承ください。

宛先（同封の返信用封筒をそのままご使用ください）

〒108-6311 東京都港区三田 3-5-27
みずほ投信投資顧問株式会社
書面決議受付係

ご記入いただく内容

- a. 賛成・反対の別（どちらかに 印で表示）
b. 電話番号（日中連絡先） c. 住所

ご記入にあたっての注意事項

- ・「議決権行使書面」にあらかじめ記載してあります「氏名又は法人名」、「保有受益権口数」、「取扱販売会社」を、ご確認いただきますよう、お願い申し上げます。
- ・複数回議決権を行使された場合（議決権行使書面を複数回送付された場合）で、議決権の行使の内容が異なるときは、全ての議決権行使を無効であるものとしてお取扱いいたしますのでご了承ください。
- ・賛成・反対の表示がない議決権行使書面をご郵送いただいた場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。
- ・議決権行使書面にご記入いただく上記の内容に不備等がある場合には、議決権の行使ができなくなる場合がありますのでご注意ください。
- ・議決権の行使をされた受益者の方に関しては、受益者の情報を取扱販売会社、みずほ投信投資顧問株式会社およびみずほ信託銀行株式会社（再信託受託会社を含みます。）との間で共有することにご同意いただいたものとさせていただきます。なお、ご郵送いただきました議決権行使書面の内容の確認のため、取扱販売会社またはみずほ投信投資顧問株式会社よりお電話を差し上げる場合がありますのでご了承ください。本手続に伴い入手した個人情報については、書面決議に関する事務を処理するためのみに利用いたします。

書面による議決権の行使期限

平成27年4月24日（金）到着分まで

4．繰上償還（信託終了）の実施の判定について

繰上償還（信託終了）の実施については、平成 27 年 4 月 27 日に賛成・反対の口数を集計し、実施するか否かを判定いたします。

< 繰上償還（信託終了）を実施する場合 >

書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上の賛成をもって可決されます。この場合、予定通り平成 27 年 6 月 3 日に、当ファンドを繰上償還（信託終了）いたします。償還金は繰上償還日から起算して 5 営業日目までに、販売会社を通じてお支払いします。

< 繰上償還（信託終了）を実施しない場合 >

書面決議において否決された場合（賛成が 3 分の 2 未満であった場合）には、当ファンドの繰上償還（信託終了）は行いません。この場合、繰上償還（信託終了）を行わない旨を、速やかに受益者の皆さまにお知らせいたします。

書面決議の結果は、平成 27 年 4 月 27 日（書面決議の日）以降、みずほ投信投資顧問株式会社のホームページ（<http://www.mizuho-am.co.jp/>）および「6．お問い合わせ先」に記載の、みずほ投信投資顧問株式会社の照会先にてご確認いただけます。

5．ご換金の手続きについて

議決権行使期間中、ならびに書面決議の日以降においても、通常通り当ファンドの換金（解約）のお申し込みを受け付けます（お申し込み不可日を除きます）。その際の換金（解約）価額は、換金申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

信託終了日まで当ファンドを保有し、償還金をお受け取りいただくこともできます。

繰上償還（信託終了）が決定した場合につきましても、議決権行使書面にて反対された受益者の方はご換金に際し、通常通り販売会社にお申し込みください。（当ファンドは毎日基準価額が算出され、換金が可能な投資信託に該当するため、受託銀行に対し買取請求することはできません。）

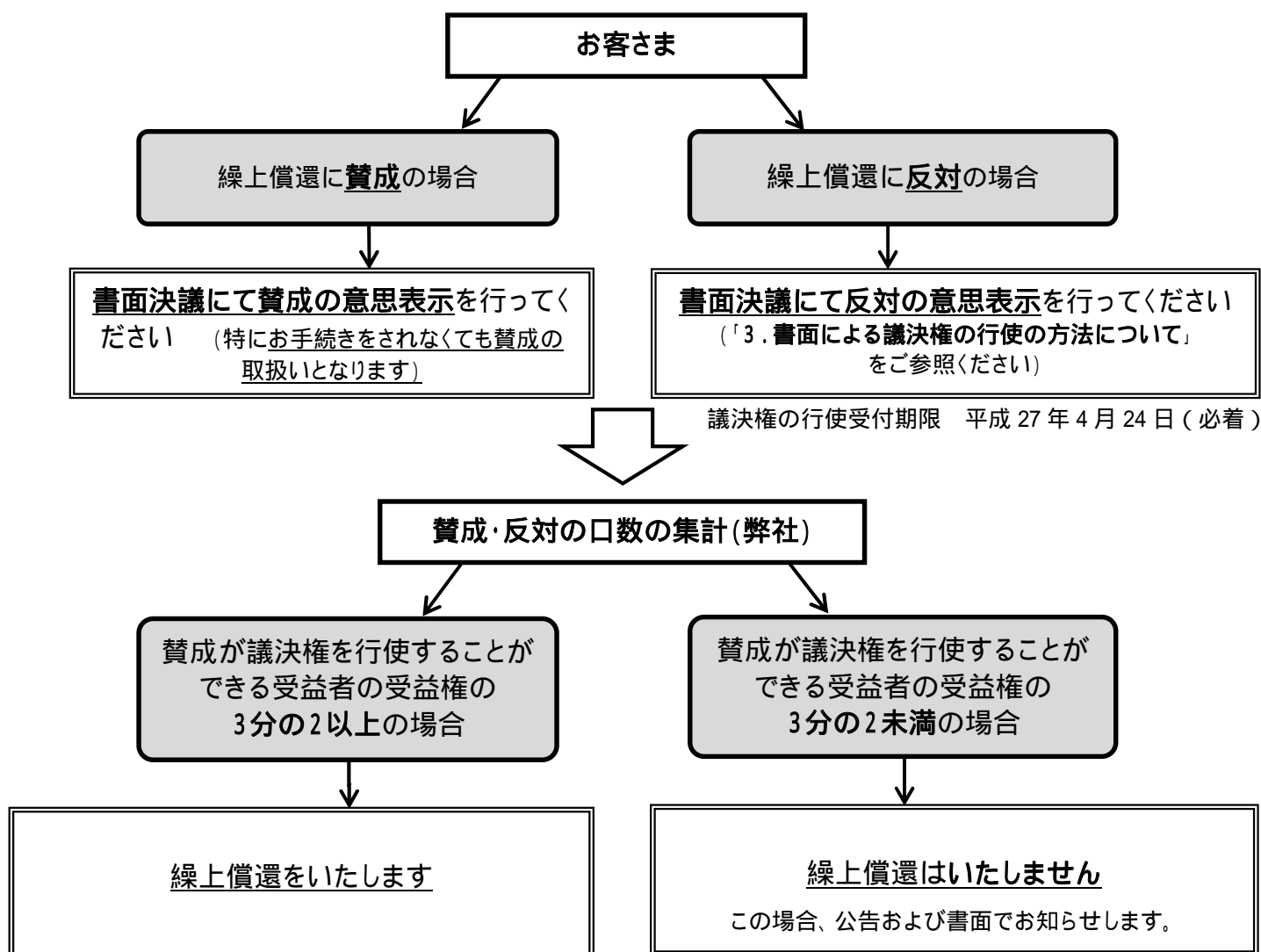
6．お問い合わせ先

本件につきご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。なお、お客さまの口座内容等に関するご照会は、お申込みされました販売会社にお問い合わせください。

みずほ投信投資顧問株式会社
〔電話番号〕0120-324-431 受付時間：営業日の午前 9 時～午後 5 時

以上

<ご参考> 今後のお手続きの流れ



書面決議の結果は、平成 27 年 4 月 27 日以降、みずほ投信投資顧問株式会社のホームページ (<http://www.mizuho-am.co.jp/>) および 3 ページ目の「お問い合わせ先」に記載の、みずほ投信投資顧問株式会社の照会先にてご確認いただけます。

償還金のお受け取りについて

繰上償還をすることとなった場合、お客さまが反対の意思表示をされたか否かにかかわらず、繰上償還日（平成 27 年 6 月 3 日）まで保有いただいたお客さまには、原則として繰上償還日から起算して 5 営業日目までに、販売会社を通じて償還金をお支払いいたします。

議決権行使期間中、ならびに書面決議の日以降においても、取扱販売会社において通常通り当ファンドの換金（解約）のお申し込みを受け付けます。